

職地発0328第1号
平成24年3月28日

各都道府県雇用対策担当部(局)長 殿

厚生労働省職業安定局
地域雇用対策室長

雇用創出基金事業における消費税の取扱いについて

平素より、職業安定行政へのご理解ご協力を賜りまして感謝申し上げます。

今般、会計検査院が一部の県において、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業（以下「両基金事業」という。）について実地検査を行ったところ、委託事業の実施に当たり、受託者が消費税の免税事業者であるにもかかわらず、事業費に消費税分を上乗せして委託費として支払っているケースが散見されたとの指摘がありました。

委託費として支払われる消費税分は、受託者である事業者が納税するために支払われるものであり、受託者が免税事業者である場合には、そもそも支払う必要がないことから、免税事業者に対して消費税分を上乗せして委託費を支払うことについては、会計検査院から不適正な支出として指摘され、当該支出を基金に返納させる措置を求められることも考えられます。

各都道府県におかれては、両基金事業の委託事業における消費税の取扱いについて消費税法に基づき適正な取扱いをなされていると思っておりますが、下記に留意の上、契約締結及び精算を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 消費税の考え方

委託事業は、消費税法上の役務の提供に相当し、原則として事業経費全体が消費税の課税対象となる。ただし、委託先が消費税法上の免税事業者に該当する場合はこの限りではない。

2 委託費における消費税の計上方法

(1) 課税事業者

概算契約

受託者が支払う賃金、諸手当、社会保険料等（以下「人件費」という。）の消費税が含まれていないものについては、その額を事業費として計上。通勤手当等の交通費、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費等の既に消費税が含まれ

ているものについては、消費税分を減額して事業費として計上。

委託事業は事業経費全体が消費税の課税対象となるため、要した経費を税抜き額で計上し、その後、この計上した事業費の総額に対して消費税5%分を加算する。

確定契約

事業費の総額に対し消費税5%を加算する。

(2) 免税事業者

受託者が免税事業者であることは、証明書等によって確認を行うこと。契約締結後に免税事業者であることが判明した場合には、変更契約などの措置を行うこと。

概算契約

事業費の総額に対する消費税の加算は不要。消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費等の既に消費税が含まれているものについては、消費税込みの金額を事業費に計上する。人件費については、課税事業者と同様に事業費に計上すること。

確定契約

事業費の総額に対する消費税の加算は不要。

(例) 人件費 300,000円 消耗品費 42,000円(税込)
印刷製本費 21,000円(税込) 通信運搬費 63,000円(税込)

課税事業者		免税事業者	
人件費	300,000円	人件費	300,000円
消耗品費	40,000円	消耗品費	42,000円
印刷製本費	20,000円	印刷製本費	21,000円
通信運搬費	60,000円	通信運搬費	63,000円
小計	420,000円	小計	426,000円
消費税	21,000円	消費税	-
合計	441,000円	合計	426,000円

3 対応時期

両基金事業のうち現在実施中の事業又は今後実施する事業については、上記を踏まえた取扱いとすること。また、過年度分等の既に支払いが完了している事業においても、消費税について上記取扱いとした上で、委託先より回収する等必要な措置を行うこと。

4 その他

消費税の計上方法について不明な点がある場合は、最寄りの税務署へ相談するなどし、適正に計上されるよう取り計らうこと。